

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年12月8日 04時54分ごろ
発生場所	香川県多度津町高見島東方沖 高見港南防波堤灯台から真方位048°820m付近 (概位 北緯34°18.8′ 東経133°41.4′)
事故の概要	貨物船XIN SHENG GANGは、東進中、浅所に乗り揚げた。 XIN SHENG GANGは、船首船底部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月8日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 XIN SHENG GANG（カンボジア王国籍）、2,981トン 8651398（IMO番号）、HONGKONG BONVOYAGE SHIPPING CO., LIMITED
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍）、免状不詳 航海士（ベトナム社会主義共和国籍）、免状不詳
負傷者	なし
損傷	船首船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船首約4.8m、船尾約5.5mの喫水で、航海士が甲板手と船橋当直につき、備讃瀬戸南航路を東進中、電動油圧操舵機2台のうち1台を停止したところ、操舵スタンドの表示ランプが消えて左転を始めた。 航海士は、停止した電動油圧操舵機のスイッチを元に戻したが復旧せず、機関を停止したのち、微速力後進にかけたものの、高見島東方沖の浅所に乗り揚げた。 本船は、乗り揚げた後、機関長が操舵スタンドの上部カバーを開けて内部を点検した結果、1本の結線が端子締付け部から外れているのを認めて再接続したところ、操舵装置が正常な状態に復旧し、自力で離礁した。
分析	本船は、操舵スタンド内部の結線が端子締付け部から外れたことから、操舵装置が正常に作動しなくなって左転を始め、高見島東方沖の浅所に乗り揚げたものと考えられるが、操舵スタンド内部の結線が端子締付け部から外れた状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が、操舵スタンド内部の結線が端子締付け部から外れたため、操舵装置が正常に作動しなくなって左転を始め、高

	見島東方沖の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・長期間にわたる船体の振動等によって、操舵スタンド内部の端子締付け部が緩み、結線が外れるおそれがあるので、定期的に操舵スタンド内部の端子締付け部を点検することが望ましい。</li></ul>